

相続税の延納期間と利子

区分	延納期間 (最高)	特例割合※
不動産等の割合が 75%以上の場合	①動産等に係る延納相続税額	10年 1.1%
	②不動産等に係る延納相続税額(③を除く)	20年 0.7%
	③森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	20年 0.2%
不動産等の割合が 50%以上75%未満 の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年 1.1%
	⑤不動産等に係る延納相続税額(⑥を除く)	15年 0.7%
	⑥森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	20年 0.2%
不動産等の割合が 50%未満の場合	⑦一般の延納相続税額(⑧、⑨及び⑩を除く)	5年 1.3%
	⑧立木の割合が30%を超える場合の立木に係る延納相続税額(⑩を除く)	5年 1.0%
	⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額	5年 0.9%
	⑩森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	5年 0.2%

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2020/11月号

相続税延納のメリットとデメリット

通常は不動産が多い場合

今月は、相続税の延納のシステムについて解説します。

相続税は亡くなった方の財産を相続した相続人等に対して課税する税金です。他の税金と同様、当然申告期限である10か月以内に申告と全額納税をしなければなりません。全額納税ができない場合には未納の分に通常年利2.6%というこのご時世では利率の高い延滞税という利子が掛かります。しかも2か月以上遅れると約9%というヤクザ並みの利率

になります。これを、延納という手続きを踏めば上図のとおり5年から20年の年一割賦払いとなり利率も1%前後になりますので、全額納税できない場合には必須の手続きです。ただ、通常は相続した現預金から納税できるはずですから、納税が出来ない場合とは、実質的に相続財産が不動産の割合が高く、

現預金<税金となるケースです。よって不動産の割合に応じて割賦期間や利率が異なることになっています。

メリットはコスト、デメリットは

延納以外の手段としては不動産を担保に銀行借入等を行う、ということですが、通常は延納の方が良いでしょう。理由はコストが安いから。いまや延納利率は上図のとおり低く、さらに銀行借入の場合には抵当権の設定その他手数料は自己負担ですが、延納の場合全て国がやってくれます。

延納のデメリットは無いといえば無いのですが、問題は国が認めてくれるかどうかです。国のスタンスは基本的に相続した財産だけでなく相続人自身のお金も全て納税に充てる、となっています。もちろん生活費が掛かりますのでその分は確保していいのですが、その「生活費」はなんと1か月本人10万円親族4万5千円。しかも確保しているのは3か月分だけです。最終的には税務当局との交渉となりますが、さすがに厳しすぎる気もします。割賦だろうが最終的にきちんと納税すればいいのではと思いますが、やはり税金は怖いですね…

今月のコメント

先日顧問先へ年末調整の書類を送りました。この業務を行うとそろそろ年の瀬が近付いてきていること、そして繁忙期がやってくることをひしひしと感じます。ところで、実は今年でプライベートの年賀状をやめる予定です。もともと結婚や子供が産まれたことをきっかけにやり取りを続けていて紙でやり取りする良さもよく分かるのですが、ここ数年年賀状のやり取りをする意味や、相手の状況も様々でマイナス面もあるのでは、と疑問を感じ始めており、いつやめようか時期を決めかねていました。やめるときは相手に不快な思いをさせたくないのであえて「今年でやめます！」と印字して送る予定です。賛否両論あるでしょうが遅かれ早かれ年賀状の文化はいずれ無くなるでしょう。早い終活という訳ではありませんが、これも一つの断捨離ですかね。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人